ひと・とき・みずの流れるまちづくり

# 下街道

令和3年 7月(第21号) (区画整理だより)

発行:富士市 都市整備部 新富士駅南整備課 TEL 0545-65-7680

## 1. 令和2年度の整備状況について

昨年度施工した工事の一部をご紹介します。関係者の皆様には、ご理解とご協力をいただき、 誠にありがとうございました。



### 2. 令和3年度の整備状況について

令和2年度は、10件の建物移転をはじめとした道路築造工事・宅地造成工事等を実施し、事業進捗率は、事業費ベースで約65%に達しました。

関係者の皆様には、ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、引き続き当事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年度の主な工事箇所は、下図のとおり、皆様の移転先となる仮換地の造成工事を実施 するとともに道路や上下水道等の整備を進めてまいります。

なお、市で管理している土地については、雑草の成長具合に応じて随時除草作業を実施して まいります。



工事に際しては、安全に十分配慮しておりますが、お気づきの点等がございましたら、当課にご連絡ください。

また、補償や仮換地について、ご不明・ご不安な点等ご ざいましたら、お気軽にお問い合わせください。



## 3. 所有権移転などの権利変更の申告をお願いします

#### 権利の申告について

土地区画整理事業施行期間中に各種権利の変更等がございましたら、権利者の皆様から施行者 に申告していただく必要があります。以下の内容に該当するものがある方は、随時それぞれの様 式により申告をお願いします。

#### 提出(申告)していただく書類

- 1. 借地権届出書 (借地権を有することとなった場合等)
- 2. 借地権以外の権利の申告書(所有権、借地権以外の権利を有することとなった場合)
- 3. 権利変動届出書(1、2 により申告された所有権以外の権利について変更があった場合等)
- 4. 所有権移転届出書(売買・相続等により土地所有権の移転があった場合)
- 5. 住所氏名変更届出書(所有権、借地権及び借地権以外の権利者が住所、氏名を変更した場合等)
- 6. 代表者選任通知書(宅地の共有者、共同借地権者又は宅地の同一部分に2人以上の借地権者がいる場合)

## 4. 新富士駅南口周辺区域の有効活用に向けた取組について

新富士駅南口周辺については、岳南広域の玄関口に相応しい顔の実現を図るため、平成 14 年度に 4.0ha の区域(用途)を第一種住居地域から商業地域へ変更し、駅前に相応しい土地利用が図られるよう地権者の皆さんと開発事業者を対象に平成 29 年から勉強会及び検討会を実施しました。

令和2年12月には「新富士駅南口駅前地区共同化検討協議会」を設立し役員の選定及び今後の計画を審議しました。

本年7月には、協議会への支援業務として、「令和3年度 新富士駅南口駅前地区共同化事業 促進業務委託」を公募型プロポーザルにより実施し、支援事業者を決定します。

以降、市と支援事業者、協議会が共に駅前商業地域のまちづくりのコンセプトや事業手法等の 検討を進めていく予定です。



新富士駅南口商業地域



新富士駅南口駅前地区共同化検討協議会

# 5. 今後の整備予定について

下の図面は令和3年7月末現在の整備予定となります。(※予算及び周辺地権者の動向により使用収益開始年度が前後する場合があります。)

